

山口県報

令和3年
11月2日
(火曜日)

目次

- 告示
解除予定保安林(周南市) (森林整備課)
○公告
県営本郷地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)
公共測量の実施(監理課)
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)



山口県告示第三百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和三年十一月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 解除予定保安林の所在場所
周南市大字湯野字京羅堂一―二二四の三から一―二二四の六まで
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため



(二三一) 県営本郷地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営本郷地区農業競争力強化基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和三年十一月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 縦覧に供する書類
県営本郷地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の写し
- 縦覧の期間
令和三年十一月四日から同月二十四日まで
- 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(二三二) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山陰西部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和三年十一月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 作業の種類
公共測量(航空レーザ測量)
- 作業の地域
長門市
- 作業の期間
令和三年十月二十五日から令和四年三月三十一日まで

(二三三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和三年十一月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡平生町大字平生村字若浜

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡田布施町大字下田布施七二〇番地一

大和建设株式会社